

超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟のこれまでの活動

日 時	適 用	訪問先
2014年 (平成26年)	3月24日 海洋国日本の災害医療の未来を考える議員連盟発足	
	11月25日 医療機能の実証訓練	民間船舶「はくおう」
2015年 (平成27年)	3月10日 舛添要一 東京都知事との意見交換	東京都庁
	9月1日 実証訓練視察	・羽田空港SCU ・護衛艦「いづも」
2016年 (平成28年)	2月19日 マーシー「沖縄」寄港申し入れ	菅義偉 官房長官 島尻安伊子 沖北担当相 中谷元 防衛相
	7月22日 PP2016視察・津島淳事務局長	ベトナムダナン港
	10月25日 マーシー「日本」寄港申し入れ	菅義偉 官房長官 松本純 防災担当相
	11月1日	稻田朋美 防衛相
	11月7日	米国ケネディ大使 代理・ラブソン公使 稻田朋美 防衛相
2017年 (平成29年)	1月13日 マーシー「日本」寄港申し入れ	スワifton司令官 代理・ソイヤー副司令官
	3月28日	小池百合子 都知事 菅義偉 官房長官
	7月18日 米海軍太平洋艦隊への申し入れ 遠山清彦幹事長・津島淳事務局長	小野寺五典 防衛相 小此木八郎 防災担当相
	8月2日 マーシー「東京」寄港申し入れ	大井水産物埠頭 マーシー船内
	12月5日	岸田文雄 政調会長
	12月6日	菅義偉 官房長官
	12月7日	小野寺五典 防衛相 小此木八郎 防災担当相
2018年 (平成30年)	6月16日 マーシー入港セレモニー ・ツアーレセプション	
	6月17日 共同災害医療搬送訓練視察	
2019年 (令和元年)	6月3日 警備船による海上視察 昭和大学江東豊洲病院視察	東京湾岸警察署 昭和大学江東豊洲病院
	6月11日 各党政調会長へのご説明	岸田文雄 政調会長
	6月25日 災害時医療等における整備について	菅義偉 官房長官
	11月26日 超党派議連準備各党代表者会合	
2020年 (令和2年)	1月30日 第2回超党派議連準備各党代表者会合	
	2月27日 超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟設立総会	
	3月26日 超党派議員立法検討PT	
2021年 (令和3年)	5月14日 衆院・災害対策特別委員会で可決	
	6月1日 衆院・災害時船舶活用医療整備推進法 衆議院本会議で可決	
	6月11日 参院・参議院本会議で可決・成立	



2021年 6月11日参議院に於いて可決成立

モバイル・ホスピタル・インターナショナルの活動



海洋国日本の災害医療の未来を考える



公益社団法人
モバイル・ホスピタル・インターナショナル
Public Interest Incorporated Associations Mobile Hospital International

<http://mobilehospital.org> | info@mobilehospital.org

日本で初めて病院船を推進する法律が施行される（2024年6月）

「災害時における船舶を活用した医療提供体制の推進に関する法律」概要

令和3年6月18日 法律第79号

目的(第1条)

海に囲まれた我が国においては災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時（以下「災害時等」という。）における医療を確保する上で船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する。

基本理念(第2条)

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護することに資することを旨として、行わなければならない。

基本方針(第4条)

- ① 災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保
- ② 災害が発生した地域等において必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有（独立行政法人その他の国以外の者により保有することを含む。）
- ③ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員の確保
- ④ 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等を実施することによる人材の育成
- ⑤ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の物資の確保
- ⑥ 災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に②の船舶を効果的に活用
- ⑦ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用
- ⑧ その他

※注：表記の災害時等船舶活用医療提供推進法概要は第15条中の第5条までの抜粋です。

国の責務(第3条)

国は、基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する責務を有する。

必要な措置(第5条)

政府は、基本方針に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に必要な措置を講ずる。
必要なとなる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目標として講じなければならない。



世界最大の米国病院船マーシー東京初寄港2018年6月18日
東日本大震災被災5県から中高生22名を招待

寄付口座

三井住友銀行日比谷支店（店番号:632）（普）口座番号:8635434

寄付口座:コウエキシャンホウジンモバイル・ホスピタル・インターナショナル

全国の郵便局(ゆうちょ銀行)からもご送金いただくことができます

振替口座:02260-2-126401

寄付口座:公益社団法人モバイル・ホスピタル・インターナショナル

公益法人への寄付は税制優遇が受けられます



MHI ホームページ

<http://www.mobilehospital.org>

より詳しい情報、その他の寄付の方法は下記までお問い合わせください

info@mobilehospital.org



海洋国日本の災害医療の 未来のために、病院船を創ろう！

日本はEEZ面積447万平方キロ（世界第6位）
Let's make the hospital ship! For the

の海病院船は日本の必需品です！
future of disaster medical of maritime nation Japan.



世界有数の 海洋国日本についての認識



大規模災害のアプローチは海上から船舶活用が有効 被災地への「介入」と被災者の救援「退避」に船舶活用医療を推進します



災害大国日本についての認識

2024年1月1日14時10分頃、能登地震をTVカメラが捉えた輪島の大火、半島海岸部では津波の特徴も見られ、富山湾では地震発生と同時に海底地滑りが起きた最大震度7の報道に驚きました。

日本は北の亜寒帯の北海道・北海道・沖縄島の端から、南は亜熱帯の沖縄県・与那国島の端まで3,328kmほどあり、日本列島には1,000の島々で形成された排他的経済水域を持つ世界第6位の海洋国家です。一方、近年の気候変動による大雨や台風に加え、火山災害、地震・津波災害等、自然災害の発生率は世界一の災害大国でもあります。

2024年は、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（2021年6月成立）」が施行されることで、大規模災害は海路から避難者の救援に駆けつけられ、速やかに退避できる病院船「Medical Ship」の実現について認識を改める必要があります。



2018年米国病院船Mercyの東京初寄港 記念「日米病院船シンポジウム」を開催



私たち超党派「災害時医療等船舶利活用議員連盟」の コンセプトと今後の課題

01 大規模災害発生時における 初動対応に船舶の活用を明確に位置付けること

大規模地震等の具体的な応急対策活動に関する計画に船舶の利活用を位置付けること。例えば、発災後の救助・救急活動、医療支援とそれに関わるスタッフの参集・ロジ支援、患者の広域搬送、ブッシュ型支援における物資の送り込み、避難所としての活用等、船舶の特性を踏まえ利活用を位置付ける。また、同時に課題を整理していくこと。

02 病院船保有に向けて体制の整備を進めること

推進法施行に伴い、設置される推進本部において、病院船（災害時多目的船）の保有に向けて、体制を検討すること。

03 専門人材の育成を行うこと

災害対応の専門家やボランティア育成の所管の明確化及び組織化人口減少により人手不足が問題となっている消防団や建設業従事者等が適切な役割分担の上に災害救援力の強化に資する機能的活動ができるよう、専門人材の育成について国の責務として行うこと。

2020オリンピック開催15会場の東京湾で 初の救急艇社会実装運行を実施

東京消防庁総監表彰受賞（2021年3月）

